九三〇五・二〇	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの			
九三〇五・九一	その他のもの			
九三〇五・九九	第九三・〇一項の軍用の武器のもの			
	その他のもの			
九三・〇六	革製又はコンポジションレザー製のもの			
	その他のもの			
	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）			
九三〇七・〇〇	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや			
	第九四類			
九四・〇一	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
九四〇一・一〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品			
九四〇一・二〇	航空機に使用する種類の腰掛け			
九四〇一・三〇	自動車に使用する種類の腰掛け			
九四〇一・四〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）			
	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）			
九四〇一・五一	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け			
九四〇一・五九	竹製又はとう製のもの			
	その他のもの			
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）			
九四〇一・六九	アップホルスターのもの			
	その他のもの			
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）			
九四〇一・七九	アップホルスターのもの			
九四〇一・八〇	その他のもの			
九四〇一・九〇	その他の腰掛け			
	部分品			
九四・〇二	革製のもの			
	その他のもの			
	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品			
九四・〇三	その他の家具及びその部分品			
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート			
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物			
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			
第九六類	雑品			
九六・〇一	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）			
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品			

九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）			
九六〇四・〇〇	手ふるい			
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）			
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク			
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品			
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）			
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）			
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（らち）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット			
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないかを問わないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わないか。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないかを問わないか。）			
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないかを問わないか。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）			
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品			
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品			
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド			
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）			
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの			
九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）			
第九七類	美術品、収集品及びこっとう			

（第三編は、モンゴル語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書二（第三章関係）　品目別規則

第一編　一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a)　特定の類、項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる類、項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b)　一連の品目別規則において一以上の規則を選択的に適用することが定められている場合には、これらの規則に関する記載の順序は、適用の優先順位を示すものではない。

(c)　この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(d)　次の定義を適用する。

(i)　「QVC四〇」又は「QVC五〇」とは、それぞれ、第三・四条に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が四十パーセント以上又は五十パーセント以上の産品であって、その生産の最終工程が締約国において行われたものであることをいう。

注釈　この附属書の規定の適用上、第三・四条1の規定を適用する。